

| | |
|-------------|---|
| (受理番号) 30-1 | (受理年月日) 平成30年2月16日 |
| | 陳 情 |
| 件 名 | 議員選出の監査委員を廃止し、監査制度の機能強化をめざした条例改正を求めることについて |
| 要 旨 | <p>第193回国会では、様々な視点から地方自治法が改正され、自治体の監査制度についても見直しが求められている。とりわけ、監査体制の見直しとして、これまで監査委員には議員から選出される監査委員（以下「議選監査委員」とする。）の選任が義務付けられていたが、「条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる」こととなった。</p> <p>すでに大阪府議会では条例が改正され、新年度から議選監査委員は廃止される。条例改正案は自民・公明などにより共同提案され「監査の独立性を担保するためには、できる限り外部の人材を登用すべきとの観点」から議員から監査委員を選任せず、外部から「選任要件に適した人材」を選ぶ、という趣旨の新条例が、昨年12月に可決された。</p> <p>そのような状況の中、昨年、香川県の監査体制のあり方が問われる出来事があった。香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団（以下「本件視察団」という。）の費用返還を求める住民監査請求については、「合議が調わず、本件視察団派遣に係る公金の支出の適否については、監査結果の決定をなし得ない」とする結果を出した。このような事態は、住民監査請求の趣旨を否定するものであるだけでなく、香川県の監査体制に対する県民の信頼を失わせる結果となった。</p> <p>近年、議会に関する住民監査請求が増えており、その度に、4名の監査委員から2名の議選監査委員を除いて2名の監査委員で監査を行っている。本来、議員は議会の中でチェック機能を果たすべきである。今回の地方自治法改正趣旨を踏まえ、さらには、香川県の監査制度の充実強化を行うために、議選監査委員を廃止し、より公正中立な人選が行われるよう、弁護士会等の専門家団体の推薦を受けた人材を選任することを求める。</p> |